

福岡デザインアワード受賞商品販売拡大業務委託仕様書

1. 業務の目的

福岡県産業デザイン協議会（以下、「協議会」という。）が実施する福岡デザインアワード（以下、「アワード」という。）において、アワード2019の1次審査を通過した企業（以下、「ノミネート企業」という。）及び最終審査において賞に選考された企業（以下、「受賞企業」という。）を対象に、ノミネート企業及び受賞企業がアワードに出品した商品（以下、「応募商品」という。）または今後ブラッシュアップしたい商品（以下、「自社商品」という。）の販売拡大の支援を目的とする。

2. 業務の名称 福岡デザインアワード受賞商品販売拡大業務

3. 履行場所 協議会が指定する場所

4. 履行期間 契約締結の日から令和3年3月5日まで

5. 委託予定額 6,763千円（税込）

6. 業務の仕様

(1) プロモーションセミナー

ノミネート企業を対象に、小売店との取引において必要となる基礎知識や販路の考え方などプロモーションの重要性についてのセミナーを開催するもの。

協議会事務局が実施する本業務に対し、より効果的に実施できるよう助言・情報提供を行うもの。

実施時期： 令和2年10月頃

対象： アワード2019ノミネート企業（40社程度）

内容： 講師の手配、精算、その他情報提供

(2) 商談力強化ワークショップ

本業務のコアとなる取組みである。ノミネート企業を対象に、応募商品または自社商品のブラッシュアップと具体的な営業戦略（行動計画）を構築するワークショップを開催する。

応募商品または自社商品の特性（商品分野）に合わせた助言・指導が求められるため、アワードの応募部門ごとに専門家を起用し、部門単位でのワークショップを開催する。

実施時期： 令和2年10月頃～令和3年1月頃までの間
開催内容： カリキュラムのイメージ

- ・応募商品の特性を再確認する
- ・商品特性を踏まえた販売戦略を考える
- ・具体的なセールストーク、見せ方、売り方を考える
- ・商談会や販売会の実践効果の検証
- ・更なる商品のブラッシュアップ、売り方の見直し

支援対象： ノミネート企業40社を主要3部門（①衣料・アクセサリー・健康・美容、②食品、③生活雑貨・生活用品・インテリア）に分割し、各部門13社程度の規模でワークショップを開催する。

コーディネーター： 各部門の業界に精通し、販売戦略の構築について助言・指導を行うことのできる専門家3名程度（うち1名を統括コーディネーターに選任）

内 容： 企画立案、会場の手配、コーディネーターの手配、当日資料の作成配布、コーディネーターとの連絡調整、アンケート実施・集約、精算

（3）県内商談会及び県内大規模販売会の伴走支援

本業務の成果を実証するための取組みである。ノミネート企業又は受賞企業を対象に、実際の商談及び販売現場において成約につながるよう、専門家が現場で助言指導（OJT）を行う伴走型の支援を行うものである。

[県内商談会]

実施時期： 令和3年1月頃
支援対象： ノミネート企業40社程度
コーディネーター： ワークショップ担当3名程度
内 容： 企画立案、商談会の案内作成、バイヤーの招聘、会場の手配、商談スケジュールの調整、コーディネーターによる現場での助言指導、商談結果集計、精算

[県内大規模販売会]

実施時期： 令和3年2月頃
支援対象： ノミネート企業40社程度
コーディネーター： ワークショップ担当3名程度
内 容： 企画立案、会場の手配、出店企業との連絡調整、コーディネーターによる現場での助言指導、その他情報提供、精算

（4）協議会との定例ミーティング

長期に亘り複数の業務を実施していくため、協議会と定期的な協議の場を設ける

もの。

実施時期： 委託期間中、必要に応じて実施すること

実施場所： 協議会事務局（福岡県商工部新事業支援課）

内 容： 各業務の進捗確認、ノミネート企業の課題共有、企画運営についての協議

参加者： 担当者及びコーディネーター

(5) その他

- ・ノミネート企業及び受賞企業へのアンケート（意見徴収）の実施、取りまとめ及び報告
- ・事業報告書の提出

7. 契約に関する事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、協議会の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8. 留意事項

- ・本事業の実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、対策を行い実施すること。
- ・本業務の実施にあたっては協議会と密に連携して執り行うものとし、疑義が生じたときは、協議会と協議のうえ取り決めるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、協議会の指示又は協議に基づき執り行うものとする。
- ・本仕様書の内容については、必要に応じて追加、修正、削除することがある。
- ・業務終了後、5年間は資料及び精算書について保管すること。